第4次山形県DV被害者支援基本計画

男女が互いの人権を尊重する、 暴力のない社会の実現をめざして

令和3年3月

山形県

計画の策定にあたって

配偶者や恋人などから振るわれる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者を救済し、自立を支援するとともに、これらの暴力を根絶し、暴力のない社会を創り上げることで、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図っていく必要があります。

このため、県では、平成17年度以来、3次にわたり「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、関係機関と連携しながらDV防止のための意識啓発、被害者の相談対応、保護、自立支援などに取り組んでまいりました。

また、被害者の多くが女性であり、県では、若年女性など被害者がより相談しやすくなるよう、平成30年度に「婦人相談所」を「女性相談センター」に改め、被害者に寄り添ったきめ細かな支援に努めてまいりました。

しかしながら、本県のDV被害は増加傾向にあり、内容も多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスによるDVの深刻化も懸念されています。

こうした状況に的確に対応し、DV被害を防止するため、また、被害者一人ひとりの状況 に応じた実効性のある支援を実現するため、この度、新たに「第4次山形県DV被害者支援 基本計画」を策定しました。

今後は、新計画に基づき、予防啓発と被害者支援の両面から施策を一層充実させ、「男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会」づくりに努めてまいります。

県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関、民間団体の皆様が一丸となって、誰もが幸せに 暮らせる山形県を実現してまいりましょう。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県男女共同参画審議会委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

山形県知事 吉 村 美栄子

目 次

1. 計画の基本的な考え方	
(1)計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)計画期間及び計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(4)計画において重視する視点‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ :	
(5)基 本 目 標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(6)主要な課題と基本の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4
(8)推 進 体 制 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(9)計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2. 施策の方向性	
基本の柱I DVを許さない社会づくり	
【施策の方向1】 DVを許さない県民意識の醸成⋯⋯⋯⋯⋯	7
【施策の方向2】 若年層に対するDV予防の啓発及び教育の推進 重点 1	10
【施策の方向3】 加害者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	14
基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実	
【施策の方向4】 早期相談のための相談窓口の周知 重点・・・・・・・・・1	16
【施策の方向5】 早期発見のための関係機関の連携強化2	22
【施策の方向6】 相談者の立場に立った相談体制の充実 2	24
基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実	
【施策の方向7】 迅速で安全な保護体制の充実	
【施策の方向8】 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実 重点… 3	
【施策の方向9】 保護命令に関する支援	34
基本の柱IV 被害者の自立を促進する支援の充実	
【施策の方向10】住居の確保に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
【施策の方向11】就業に向けた支援 重点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	36
【施策の方向12】被害者の立場に立った生活支援・・・・・・・・・・・・・・・4	11
【施策の方向13】こころの回復支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	14
基本の柱V DV被害者の子どもを守る体制の強化	
【施策の方向14】児童虐待から子どもを守る体制強化 重点4	
【施策の方向15】DV被害者の子どもの支援⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 4	18
基本の柱Ⅵ 市町村・関係機関との連携の強化	
【施策の方向16】市町村との連携によるDV対策の強化 <u>重点・・・・・・</u> 5	
【施策の方向17】関係機関との連携によるDV対策の強化⋯⋯⋯⋯5) 3
付屋資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5,5

※DV(ドメスティックバイオレンス「Domestic Violence」)

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいいます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

また平成25年の法改正により、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についてもこの法律の対象となりました。本計画においては、DV防止法の対象範囲のほか、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)も対象としています。